

志木市こども計画（素案）について

1 意見公募期間

令和7年1月23日（木）から令和7年2月21日（金）まで

2 計画の公開場所

市ホームページ、子ども支援課、市民サービスステーション、柳瀬川駅前出張所、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館、健康増進センター、いろは保育園、北美保育園、西原保育園、児童センター、いろは子育て支援センター、西原子育て支援センター、宗岡子育て支援センター

3 意見募集状況

人 数		意 見 件 数
個 人	団 体	
8人	1団体	22件

区 分	
◎	意見を反映し、修正・加除（一部を含む）を行ったもの
○	原案のとおりとするもの
△	その他

※複数のご意見をいただいた場合は、市において分類しております。

No.	公募意見概要	公募意見に対する市の考え方	区 分
1	【出産後、育児中】 申し込みのデジタル化（子育て支援センターでの様々なイベントに参加したいが全てが電話申し込みでハードルの高さと手間がかかる。子供が泣いたりして難しい。）	目標1 子ども・若者の主体性を育むための支援、施策の方向（3）地域の交流促進、取り組み名「子育て支援センター事業の充実」の内容に、「デジタル化を推進し、子育て世帯が利用しやすい環境を整えます。」を加えることとします。	◎
2	ゆとり教育世代の若い保護者は子育てに悩み苦しんでいる。社会全体でサポートする必要があるのではないかと思う。志木市でも産後ケアが始まったが、更にサービスを充実させる為、資格者（助産師、看護師、保育士等）が「デイサービス型（支援センターにて）」「訪問型（産後ドゥーラの様な形）」で援助する仕組みを作って欲しい。 上記に関連して、新座市のようにファミリーサポが産後（産前も）ケアを展開するのはどうか。	本市では、産後1年以内の産婦のうち、心身の不調または育児不安があり、支援が必要な方を対象に、助産師などの専門職やヘルパーを派遣して育児負担の軽減を図る「育児サポート事業」を実施しておりますが、妊娠期から子育て期に渡る切れ目のないさらなる支援として、令和7年度からは妊婦へのヘルパー派遣も加えた「産前・産後サポート事業」を実施してまいります。 また、ファミリー・サポート・センター事業は、会員同士が行う相互援助活動として育児をサポートしております。産前・産後時は、上のお子さんの送迎などのサポートを行っております。	○
3	産後におうちに手伝いに来て欲しいお母さんが多くよく話を聞きます。産後おうちでお手伝いできるサービスがあるといいと思います。	なお、ご提案いただきました子育て支援センターにおけるデイサービス型につきましては、場所などの確保が難しい状況にあることから、保育園におけるリフレッシュ時保育を引き続き実施するとともに、令和7年度から、こども誰でも通園制度を実施することにより、子育て家庭の負担軽減を図ってまいります。 産前・産後は、妊娠・出産による身体の変化だけでなく、精神的にも不安定になりがちなことから、赤ちゃんとも母親が安心して過ごせるよう寄り添ったサポートに努めてまいります。	

No.	公募意見概要	公募意見に対する市の考え方	区 分
4	ライ イ フ ス テ ー ジ を 通 し た 施 策 意見表明の機会 P51において本計画の根拠として子どもの権利条約の4つの原則を明記しているのは素晴らしいが、その1つの「子どもの意見の尊重」について、それを具体化しているのが、P64の「②子ども・若者の意見表明・社会参画を支援します」の「はたちの記念式」と「子どもの権利条約の周知」の2項目しかないのは基本計画として極めて貧弱かつ不完全である。また「意見を表明する権利」には「広く意見を聞いてもらえる場」が不可欠であり、そのような場を提供する施策も検討するべきである。以下、具体策を提案する。 1. 学校生活についての意見表明の機会 P51に「子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。」とあるが、多くの児童生徒にとって日常生活で多大な比重を占める学校生活について、現在の日本では子どもたちの意見が十分に聞かれているとは言い難く、まずこの点について子どもたちの意見表明の機会を増やすことが必要であり、以下のような施策を行うべきである。 ・子ども・保護者・教師で校則について語り合う会 日本の多くの学校の校則は大人が一方的に決めて子どもたちに強制しておりP51の記述との矛盾が多い。校則を押し付けられたルールから合意と納得に基づくルールに変えてゆく努力が必要である。その1つの方法として三者で語り合う会を定期的に行う。またその内容はネット中継と録画公開も行い、広く市民からコメントを求め全市民的な意見交換の場としたい。自分の意見が多くの市民に聞かれ、様々なコメントを得られることは子どもたちの成長にとっても有益だと思われる。 ・学校生活について定期的・継続的に児童生徒にアンケートを行い、市民に公表する。 アンケートは現在も不定期にやっているようだが、定期的・継続的に行うこと、結果をすべて市民に公表することを制度化することにより、子どもたちに「書けば誰かに聞いてもらえる」という機会を提供することができる。 2. 青年層の意見表明の場の創出 青年層の自由な意見表明の場として、さくらフェスタや市民まつりなどのイベント時にステージで「MCバトル（ラップバトル）」や「ディベートバトル」などの企画を行う。あるいはこれらを志木駅のペDESTリアンデッキで定期的に行う。 「聞いてもらえる場」があることは多様な意見表明への呼び水となるはずである。 3. 市長や議会との対話 「子ども議会」「青年議会」や「議会報告会」などによる行政や議会に対する意見表明の場 すでに多数の自治体で行われているがなぜ志木市はこの程度のこともやろうとしないのか？本計画素案においても投票率向上をはじめとする子ども・青年の政治参加促進の視点が欠落しているのは問題である。	子どもに関する政策を推進するにあたっては、子どもや若者一人ひとりの意見を聴き、その声を大切にし、子どもや若者にとって最もよいことは何かを考え、子どもに関する取組・政策を社会のまんなかに据える「こどもまんなか社会」の実現に向け、地域ぐるみでの取組が求められています。 本市におきましても、市内の中学校において、学校の決まり事について、生徒会からの意見を反映させるなど、機会を捉えて子どもたちの意見を聴くための取り組みを実施しているところです。 今後につきましても、意見の聴取方法など、関係機関と連携し、よりよい方法を調査・研究しながら、機会を捉えて実践してまいります。 また、ご提案いただきました内容につきましても、今後の参考とさせていただきます。	○

No.	公募意見概要	公募意見に対する市の考え方	区 分
5	ライ イ フ ス テ ー ジ を 通 し た 施 策 自習場所の提供 子どもにとって、公園など自由に体を動かせる場所と同様に静かに勉強できる場所も重要である。P65の「居場所・体験機会の創出」の「①安全な居場所・遊ぶ場所を提供します」の一覧に他の施策と同様な重みをもたせて「自習場所の提供」も加えるべきである。	自習場所の提供につきましては、宗岡公民館では、1階のロビーをフリースペースとして開放しており、図書の調べもの学習や休憩、談話、自習などに利用いただいております。 また、宗岡第二公民館では、集中して学習に取り組むことができる環境を提供するため、中学生以上の方を対象に、定期考査や、埼玉県公立高等学校入学者選抜直前の土曜日、日曜日及び祝日に、会議室の1室を自習室として開放しているほか、柳瀬川図書館では、令和5年度より、図書館利用登録をされている中学生以上の方を対象に、ティーンズコーナーの閲覧席の一部を自習ができるスペースとして開放しております。 なお、志木地区における児童センターの整備を進める中で、自習ができるスペースにつきましても検討してまいります。	○
6	学習支援事業 P79の学習支援事業について、参加実人数は書かれているが、これは全対象者の何%なのか？ また「利用者のうち生活保護世帯に属する子どもの大学など進学率」の数値目標が5%というのは低すぎるのではないのか？ その算出根拠を示していただきたい。	本事業の対象者は、生活保護世帯、児童扶養手当受給世帯、就学援助費受給世帯などの小学生、中学生及び高校生のうち、学習支援を必要とする者としております。 参加実人数と全対象者の割合につきましては、学習支援を必要とするかの判断が、個別の事情を踏まえる必要があるため、対象となり得る全体数を把握することは困難であります。 なお、数値目標につきましては、本事業の趣旨であります高校進学などを踏まえ、「利用者のうち生活困窮世帯に属する中学3年生が高校などへ進学する割合」に修正します。	◎
7	志木市の子育て支援政策が充実するのは大変喜ばしい事だと思う。更に支援サービスの質の向上の為に現場の保育士やスタッフの待遇を保障していただければ幸いです。	保育士の処遇改善につきましては、国や県、市の補助事業である「保育士宿舍借り上げ支援補助事業」に加え、本市独自の制度である「しきつ子育て保育士手当補助事業」などにより、家賃補助や勤務年数に応じた手当を支給し、働きやすい環境づくりや定着に努めております。	○
8	乳幼児ショートステイ型支援施設（預かり）	ご家庭においてお子さんを養育することが一時的に困難となった場合などに、短期間において、2歳以上のお子さんをお預かりする「こどもショートステイ事業」を令和7年度から実施いたします。	○
9	幸町地区に子育て支援センターがなくなる予定なので、継続して支援センターがあるといいです。	令和8年3月に、西原保育園閉園に伴い、西原子育て支援センターが閉所となりますが、館地区や志木駅前の子育て支援センターをご案内するとともに、出張子育てひろば事業などを実施することにより、子育て親子の交流の場や相談の場の確保に努めてまいります。	○
10	幸町は新興住宅が更に増えている。支援センターが復活すると良い。		

No.	公募意見概要	公募意見に対する市の考え方	区 分
11	令和6年度障害福祉サービス等報酬改定で高次脳機能障害支援体制加算[障害児相支援]が新設されたことを受け、高次脳機能障害を有する障害児への相談支援体制を整備していくことを、施策として位置づけて下さい。	ご意見のありました点につきましては、第4期志木市地域福祉計画において、「基幹福祉相談センターの整備と一次相談機関との連携」を市の主な取組に位置づけ、その支援対象として、高次脳機能障がいの方についても含めております。 なお、志木市障がい者計画・志木市障がい福祉計画・志木市障がい児福祉計画におきまして、高次脳機能障がいの方に関する内容につきましても掲載をしているところです。	○
12	「強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援体制の充実」という施策を位置づけて下さい。 また、次期の障害児計画においては、国の基本指針に即して「強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援体制の充実」といった施策を位置づけて、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児への支援を計画的に実施していただく下さい。	第3期志木市障がい児福祉計画において、「強度行動障がい児者や高次脳機能障がい児者に対する支援体制の整備を令和8年度までにする」という目標を設定しております。 次期計画につきましても、国の基本指針に即して計画的支援体制の充実を図ってまいります。	○
13	小中学生の行き場があまりないと感じています。宗岡方面には児童館が1つしかなく、子どもだけで行ける距離ではないので利用すると保護者の送迎が必要です。特に下宗岡の子どもたちは、特に長期休みなど保護者不在の場合、しきつことが頼りとなります。ですので、しきつこの存在はともありがたい限りです。しかし、子どもたちが自分で行ける距離感に児童館等があればと言うのが正直な気持ちです。 同様な考えで、支援センターもあるといいなと思います。子どもとの移動は、荷物も多く大移動になるので気軽に行ける開かれた場所が宗岡方面にもう一箇所あるといいなと思います。このように思っていますのでまんまあるが閉所するのはとても残念に思います。志木駅方面には支援センターが3、4箇所ありますが、気軽に行ける場所にあってほしいという思いから幸町方面に再度支援センターを開所していただければと思います。そして、市民会館の新設を切に願っています。	子どもの遊び場は市内全域で少ない傾向にあるほか、児童センターは志木地区にないことから、「第2期志木市子ども・子育て支援事業計画」において、重点施策の一つとして、児童センターなどの遊び場を確保することを位置づけ、検討を進めてまいりました。 志木地区の児童センターの整備につきましては、子育て支援センターを併設することとし、今後、設計を進める中で、より多くの子どもたちや保護者の皆様が利用しやすく、魅力的な施設となるよう工夫してまいります。 また、令和8年3月に、西原保育園閉園に伴い、西原子育て支援センターが閉所となりますが、出張子育てひろば事業などを実施して、子育て親子の交流の場や相談の場の確保に努めてまいります。	○
14	目標 1 子ども・若者の主体性を育むための支援について ・「こども大綱」第3-（2）多様なあそびや体験、活躍の機会づくりで指摘されている「全てのライフステージにおいて、年齢や発達程度に応じて、自然体験・職業体験、文化体験などの多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができるよう…」という文言があります。様々な体験が自身につながり、「生きる力」を育むこととなります。こどもたちの個性によって、求めるものは違うと思います。個々の個性を育める機会を創出し、質の高い文化体験に触れることができる施策があるとよいと考えます。成長過程での体験格差を減らすことができたらと思います。	体験活動は、豊かな人間性、自ら学び、自ら考える力などの生きる力の基盤、子どもの成長の糧となります。 体験活動の取り組みにつきまして、放課後子ども教室や文化体験道場を通じて、さまざまな体験や交流活動の場を設けており、今後につきましても、関係部署と協議、連携を図りながら、体験機会の創出を図ってまいります。	○

No.	公募意見概要	公募意見に対する市の考え方	区 分
15	ライ イ フ ス テ ー ジ を 通 し た 施 策 目標 1 子ども・若者の主体性を育むための支援について ・主体的に選択できる居場所や体験の場が複数あることが、意欲や主体性を生むと考えます。子どもの居場所となる施設や放課後に自由に遊べる公園が増やせると良いと思います。そして、こども自身の選択のための周知も行政からできると良いと思います。	子どもたちがのびのびと安全に遊べる公園や安全な居場所の確保は重要な課題です。現在実施している放課後志木っ子タイム等を継続して実施するとともに、新たな児童センターの整備など、子ども・若者の意見を聴きながら、よりよい場所づくり、居場所づくりに努めてまいります。	○
16	目標 1 子ども・若者の主体性を育むための支援について ・施策の方向（1）権利養護・意見の反映にて、「子どもの権利条約」の周知がありますが、子どもの人権については、周りの大人や若い世代への周知も必要だと考えます。こどもたちが表明した意見について対話する、その意見が反映される、またはできない理由を対話し、フィードバックする必要がある、大人の力量が問われるのではと思います。「こどもまんなかまちづくり」をめざして、今後「こども条例」の策定などを視野に入れた、「子どもの基本的人権」についての専門家を交えた勉強会の機会があればと思います。子どもたち自身はもちろん、若い世代・大人とそれぞれの世代が学べる機会を創出してほしいです。対話のできるワークショップ的なものの方が意識が根付くのではないのでしょうか。こどもたちが将来にわたって幸福な生活を送ることができるよう願っています。	本計画の策定にあたり、子ども向けの概要版を作成し、その中で、「子どもの権利条約」について記載するとともに、ヒアリングを行ったご意見に対して志木市が取り組むことなどを記載しております。また、計画を着実に実行していくため、勉強会やワークショップなどをはじめとした機会の創出を工夫してまいります。これらの取組を通じて、子ども・若者の意見を聴き、その意見を大切に施策に反映させていくなど、すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指してまいります。	○
17	ライ イ フ ス テ ー ジ 【妊娠中】 無痛分娩費用の助成（必須だと思います。）	無痛分娩の費用助成につきましては、他自治体の事例を参考にしながら判断してまいります。	○
18	別 の 施 策 【出産後、育児中】 オムツ、ミルク費用の助成（産休、育休中で手当もまだ入っていない中で消耗品費用は負担が大きいです。）	子育て世帯の家計を支援する制度としましては、児童の健やかな成長に資することを目的とした児童手当について、令和6年10月の制度改正により、支給月が年3回から年6回に変更となったところであります。また、保健師等との面談を受けた妊婦の方を対象とした「出産応援金」や、新生児訪問（出生後おおむね1か月後）または乳児家庭全戸訪問（出生後おおむね4か月以内）を受けた方を対象とした「子育て応援金」の給付を行っているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。なお、令和7年度から「出産応援金」と「子育て応援金」は、「妊婦支援給付金」として給付を行ってまいります。	○
19	オムツとミルク代の助成をしてほしいです。		

No.	公募意見概要	公募意見に対する市の考え方	区 分
20	【出産後、育児中】 未就学児からの性教育（自覚しにくい性被害への意識を高める必要があると思います。男女関係なくです。） 【就学後】 ・専門家による性教育を男女混合で再度行うといいと思います。被害者、加害者にならないように。 ・道徳教育の増加 ・交通ルールの徹底的な教育	こども計画に「子どもの頃からの心身の健康に関する正しい知識の普及」を位置づけ、子どもの頃から、心身の健康の大切さを理解し、健康情報や安全に関する情報などを正しく選択し適切に行動できるよう、健康に関する普及啓発や保健学習を実施する中で、性教育の意識の向上につなげてまいります。 また、学校における道徳教育につきましては、市内各小・中学校にて、学習指導要領に基づき、道徳教育全体計画・年間指導計画等を作成し、教育活動全体を通じて、計画的に行っております。各学校における道徳教育の推進にあたっては、情報モラルや現代的な諸課題についても取り扱いながら、それらの課題解決に向けて考え続けようとする意欲や態度を育てることを大切にしながら指導を行ってまいります。 さらに、交通ルールの指導につきましては、小学1年生対象の交通安全教室や、小学4年生対象の自転車安全教室を警察官や交通指導員、交通安全協会の協力のもと全8小学校で行っているほか、全学年を対象として、登下校時のルールなど、交通安全に関する意識の向上を目指し、今後も引き続き取り組んでまいります。	○
21	保育士の数も減っていてなかなか若手の保育士も増えない中ですが、保育士もネイル（ワンカラーやナチュラルなもの）や髪色などの制限を少し緩くすることで保育士の数も増えたり、これから保育士になりたいと思える人が増えるのではないかと思います。 今では飲食店の店員さんも髪色の制限がなくなったりネイル可になっているところも増えているかと思います。 日々の掃除や消毒作業で手荒れもひどくなり自分の手を見た時にせめて爪は可愛くありたいなと感じます。これからの時代に沿った方針になると嬉しいなと思います。	保育士の処遇改善については、国や県の制度を活用した「保育士宿舍借り上げ支援補助事業」や、志木市独自の「しきつ子育成保育士手当補助事業」などにより働きやすい環境を整備することで、保育士の確保に努めております。 また、保育士の身だしなみなどは、保育する子どもはもとより、保育士自身の安全を確保する必要があることから、園ごとに「安全面」「衛生面」「清潔感」「安心感」などを踏まえたルールが設けられております。 なお、市立保育園の保育士は、「志木市職員接遇マニュアル」に身だしなみなどについての基準を設けております。	○
22	小中一貫教育 P101の「小中一貫教育推進事業」について、現在、志木2中学校区の3校合併による義務教育学校化が進められているが、このやり方はP51の『子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。』に即しているとは言えない。他の3学校区は合併しないのに1学校区だけ合併する教育上の有効性がまったく説明されていないからである。また市民アンケートも拒否しパブリックコメント104件中の78件に回答しないなどの教育委員会の姿勢は「こどもまんなか」ではなく「教育長まんなか」であると言わざるを得ない。	本市の小中一貫教育推進事業は、義務教育9年間の学びをつなげ、「一人ひとりの可能性を伸ばす質の高い教育」を推進するために取り組むものです。 なお、志木第二中学校区における義務教育学校の設置に向け、小中一貫教育の効果をより高めることを目的に意識調査を実施しており、その結果においては、特に子どもたちからの期待感が高い結果となっております。 また、志木市小中一貫教育推進計画の策定にあたりましては、令和6年1月19日から2月19日の期間に意見公募手続を実施し、ご意見などを取りまとめ、市教育委員会の考え方として公表しているところです。	○